

## 第 2 章 第 3 次計画の基本的な考え方

### 1. 計画の目的・基本方針

市では、平成 18 年 3 月に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」を、平成 28 年 3 月に「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。計画の目的は、子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自らすすんで本を読みたくなるような読書環境の整備を、地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進することでした。

第 3 次計画においても、その目的と基本方針は踏襲しながら、現在の子どもをとりまく社会状況や「第 2 次計画」での成果と課題を踏まえ、また子どもの読書活動推進に関わる関係課や団体及び市民で構成する寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の議論を踏まえて策定します。

#### 【目的】

「子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進します。

#### 【基本方針】

- ① 子どもが本に親しむきっかけをつくり、習慣化に繋がる環境の整備に努めます。
- ② ボランティアグループ等の活動状況を把握することで、図書館を中心としたネットワーク化を図り、市内すべての子どもたちが本に触れる機会を設けられるよう努めます。
- ③ 日々多忙な上、スマートフォン等の情報端末の発達により読書離れが進んでいる YA（ヤングアダルト）世代の子どもが本に興味を持つきっかけを作るため、蔵書の充実を図り、行事等を企画します。
- ④ 障害のある子どもや、外国語を母国語とする子どものニーズを把握

し、読書支援を行います。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定に基づき、同法の「目的」「基本理念」を実現するため、寝屋川市が策定する計画です。

計画策定に当たっては、平成28年策定の「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果の検証を行い、課題を抽出し、更なる充実・発展を目指した施策を寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会による幅広い議論を踏まえ、市として目的実現のための施策を企画・実施する方向性を示します。市は、この計画の示す方向性を基に市民との協働のもと、子ども読書活動推進施策に取り組んでいきます。

なお、上位計画として、「第六次寝屋川市総合計画」（令和3年度～令和22年度）及び「寝屋川市社会教育推進計画」（令和3年度～令和9年度）があり、本計画はこれら上位計画に基づき策定します。”

## 3. 計画期間

令和3年度～令和7年度までの5年間とします。

## 4. 対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、概ね18歳以下の子どもを対象とします。